



さとう もり まさ
佐藤 守 正

住民に開かれた教育行政にするために

毎月1回の定例会として開かれている教育委員会の会議。その開催をどのようにして町民に告知しているのか。また過去二年間の傍聴者は何人か。

【答】「教育長」毎月最終日曜日に発行される「広報ゆざわ」の紙面で開催日を知らせている。平成23年度一年間の傍聴者数は4名だった。

問「地方教育行政の組織および運営に関する法律」は、教育委員会に対し、毎年、その年の活動を自己評価して報告書を作成し、議会に提出するとともに住民に公表

しなければならぬと義務づけられている。湯沢町ではそれがまだ行なわれていないが、なぜか。

【答】「教育長」平成21年3月に二度、議会議長宛に提出した経緯はある。その後は通常業務の多忙化等の要因で行なっていない。新年度から取り組みたい。

学校建築費の起債（借金）部分について

問 学校建築費の47億円のうち20億円（利子を加えると24億）は借金である。「借金の58%は交付税で面倒を見てもらえるので、町の実質負担は少なく済む」と執行部は説明しているが、この借金返済に充てる交付金は、その他の一般財源として交付される交付金とは別枠で交付されるのか。

【答】「一般財源として受け取り、それは何にでも充当して使う事ができる。」

問 毎年の借金返済部分が一般財源として交付される交付金とは別枠で交付されるのではないとすれば、「交付税で面倒を見てもらえる」という言い方は誤解を生む言い方である。

交付額は基準財政需要額と基準財政収入額の差額だから、湯沢町のようにぎりぎりの所で交付団体になる町では、交付額はそう多くはない。

とすれば、返済の58%は交付税で賄えるというものの、それは計算上だけの話、実際に現金が来るわけではなく、毎年の元利償還部分は基準財政需要額の中に繰り込まれており、つまり行政経費としてそういう支出があるという事を認めてやるという事に過ぎず、その部分が別枠として交付されるわけではない。

借金の58%は国が町に替わって払ってくれるから楽な借金だ、というような説明は町民を惑わすものだとおぼやねばならない。

【答】「総務課長」来年度以降の町税の見込は、今年収入が7千万

円程減るだろう。次の年はさらに6千万円減る。その次の年は1億3千万円程減る。出る方は他の支出は変わらないとしても、町は借金をするのでその分の支出は増える。つまり必要経費は増えるが収入額は減るという事になり、その差額分のお金は交付税としてもらえる事になる。

問 町の「財源計画表」によれば、「元金と利子を併せた返済総額は、24億675万円、22年の均等償還だと1年あたりの返済額は1億600万円。そのうちの58%の6100万円は交付税に参入され、町税を充てるのは4500万円である。」とある。

しかしこれでは、毎年の返済は4500万円が済むのだから、軽い借金だと誤解させる説明である。

交付税措置をされる6100万円は、基準財政需要額の中に計算してやるというだけの話で、結局、町の負担は毎年1億600万円ではないか。

【答】「総務課長」6100万円は、基準財政需要額の中に入る。

ということは湯沢町の需要額が6100万円増えるという事だ。そして収入額は減るから、この差額は普通交付税として湯沢町が頂けるといふ事になる。

問 しかし58%の6100万円が国から下りてくるわけではなく、1億600万円は毎年町が支払っていかねばならないという事実は変わりがない。

その上湯沢町は、湯沢高原への支出など基準財政需要額には算入されていない支出もたくさんある。そういう中での24億円の借財は、これからの湯沢の財政の中で重い負担になるといふ事を率直に町民に説明してほしい。